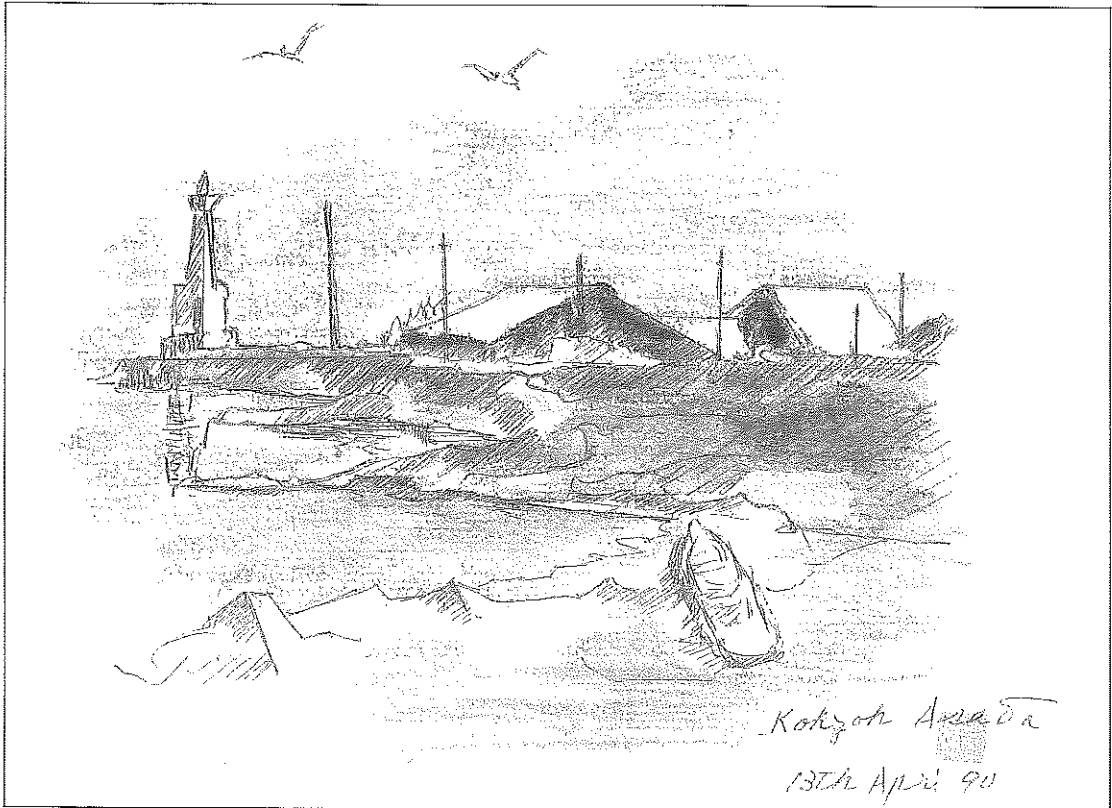


行政ほっかいどう

1992.5



「オホーツクの海明け（網走）」 札幌支部(西区) 朝田廣三会員

目次

行政書士のための行政手続法(2)(米倉 博) 2	〈お願い〉
10分間インタビュー	・会費未納者は至急納入を 10
〈捻金昭二留萌支部長〉 5	・年計報告を至急お出し下さい 10
〈業務資料〉	・事務所等の変更登録申請について 13
・新・商法(会社法)②(橋本雄一) 6	行政書士年収前年対比 11
・屋外広告物条例及び施行規則の一部改正	〈お知らせ〉
について 7	・平成4年度支部総会開催日程 12
・自動車保管場所証明等手数料条例の一部	・本会の主要行事 13
改正について 10	・政連日より 14

行政書士のための行政手続法(2)

米 倉 博

戦前の日本では、行政手続法の必要性について全く考えられていなかった。

これは日本の行政法学が、ドイツの行政法の影響を強く受けていたところによるものであるといわれている。どのような考え方が影響を受けていたかという、例えば、ある人の申請に対して行政庁が違法に（法律の規定に反して）あるいは不当に（行政庁の裁量の範囲を超えて）拒否処分（許認可の申請が許認可されなかったこと。）を行った場合であっても、それに不服があれば処分された後に救済の道が開かれていけばよいとする考え方です。すなわち、事後手続が用意されてさえいればそれでよいとする考えです。（行政庁の処分の後に不服であるとして手続を行うことを事後手続といいます。）しかし、ドイツにおいても、1976年に行政手続法が制定されました。

その救済手続（事後手続）として日本では昭和37年に行政不服審査法（以前に訴願法）、同年に行政事件訴訟法（以前に行政裁判法）が制定されました。たしかに、拒否処分がなされても救済の道があるのだからそれで充分ではないか、と考えられないでもない。ところが、これらの救済手続の利用は、決して多くはないといわれている。それは何故かという、「お上」にさからっては後で不利益な取扱がなされるのではないかという心理が働くことや、裁判で争うと時間がかかる、またその費用も大変であるという理由が現実にあって、これらの救済制度がなんら抵抗なく利用されるどころまで国民の意識が高まっていないともいえるのではないだろうか。それと同時に、これらの手続を踏もうとする者に対して、行政庁をはじめ国民も「ごね得」を狙って、という意識もありはしないか。そうだとすれば、救済制度の利用を躊躇せざるを得ない場合もあらうと思われる。

そこで、事前手続（一般に、行政手続とは事後手続を含めず事前手続のみをいう。）と事後手続の違いについて、行政書士の実務を念頭に置きながら簡単に述べてみる。ある許可の申請を行ったときに、その許可要件とされている、ある事実を証明する資料がなかったためAという参考資料を添付したところ、行政庁の担当者がAの資料ではだめであるといわれた場合どうなるか。「左様でございますか。」といって申請を取り下げる場合もあろう、又はどうしてAという疎明資料では、その事実を確認できないのかその担当者に対していろいろと説明する場合もあろう、その説明によって担当者も理解を示したとしても結果として許可されなかった。という事案の場合では、現行法においては、この事実認定の不満について不服の申立ては行政庁の不許可処分をしてもらった後でなければならず、処分の途中で「だめだ」といわれたら、どうすることもできないのである。従って、行政庁が審査する場合に恣意や独断があっても「許可するのはわれわれだ」という意識が強くと、その恣意や独断に具体的な法の網がかぶっていないから、行政庁はなんらの負担がないことによる安心から、このような態度が生ずるのであろう。不服の申立てをするか否かは、申請者の意思によるからこの時点での行政庁の負担はなにもないわけである。この不服申立ては先に述べたように多くは手続をとることなく「泣寝入」である。

この例で、事前手続制度（行政手続法）が整備されていたらどうなるか、「許可するのはわれわれだ」といってはいられない。へたな審査をしたら申請者から、まだ処分がなされていない申請についても、その審査の過程において不満があれば、書面でその理由を書いてくれと請求できるのであり、行政庁はそれに答えなければならないのであ

る。これは、行政庁にとって大変な負担である。こうなると当然に審査は、慎重となり申請者の言い分を良く聞くことにもなるのである。又その書面は、争われた場合に公の場にさらされることにもなるし、争わないとしてもどこかにその書面が出てゆく可能性があるからいい加減に書くことはできない。行政手続法は、このような機能をもつものである。

先に述べたとおり戦前は、ドイツの行政法の影響によって事前手続（処分前の手続）というものの必要性が考えられなかったが、戦後になって、日本の行政法学が英米法の影響を受けるようになって、行政手続が重視されるようになってきた。イギリスでは、これを「自然的正義」(ナチュラル・ジャスティス)の原則と呼び、アメリカでは、「適正な手続」(デュー・プロセス)と呼ばれている。これらはどのようなことを意味するかと一口でいえば、行政庁が国民に不利益を与えるような処分を行おうとするときは、処分をする前にその相手の言い分を十分に聞いてから間違えのない決定をしなければならぬということです。このように英米法の影響によって行政法学においては行政手続法の必要性が叫ばれるようになったが、しかし、この認識は、行政法学者間でのものであって、一般国民、行政庁、国民に強い影響をもつ報道機関などには全くその必要性についての認識はなかったため識者を除いては行政手続に関心を示さず各層での議論もなかったのである。このことは、次の文からも理解されよう。

昭和39年第1次臨調で発表された「行政手続法草案」通称「橋本草案」をまとめる際のエピソードとして、この草案の中心となられた中央大学名誉教授の橋本公恒先生は、「行政手続法要綱案(第1次部会案)を読んで」と題して意見を述べられている中で当時のことを「臨調の内部でも、はじめ、行政手続法の検討には、抵抗がなかったわけではない^②」としてつぎのように注釈されている。

『(2) 昭和37年2月臨調が発足したさい、事務局が用意した案の中には、行政手続法はなかつ

た。次いで3月、専門委員会のはじめての会議が招集されたさいには、7人委員会の検討に基づいて、行政運営法という調査項目が採りあげられたが、行政手続法はなかった。行政運営法の調査を主張されたのは蠟山委員であるが、同委員は、行政の内部事務運営の能率化のための法的規制を旨としていたようである。すなわち、昭和27年の国家行政運営法案のうち内部的事務処理に関する規制の部分を考えられていたようである。蠟山委員は、行政手続について、かなり誤解していたように思われる。アメリカの連邦行政手続は事務運営の能率化を定めた行政運営法であるといわれたりさらに、ヨーロッパ諸国には、行政手続はない、とさえ発言された。こうした状況の中で、行政手続法を調査項目として正式に採りあげるには、かなりの苦勞と決意が必要であった。今日の状況とは、正に隔世の感がある。』(ジュリストNo.985)といわれていることから分かるように一般に行政手続法の必要性について蠟山委員がそうであったように認識がなかったことがよく分かる。いや、行政手続法の必要性どころではない、行政手続法とは何であるのかすら知らなかったのである。「正に隔世の感がある」といわれた先生の心情を汲みとることができるが、はたして、現在においても、この制度制定によって利益をうる国民がどれほどの関心をもって早期制定を望んでいるのか、いや、国民に代わって申請等の手続を業とする専門家が強い関心をもって行政手続法の制定に向けてどれほどの行動をしようとしているのか、甚だ疑問であるといわざるを得ない現状ではなからうか。これら専門家と称せられる者が「行政手続法でなんのことやら」と他人ごととしてなんら関心を示すことなく過ごすとするならば、直接の利益や権利の保護を受ける依頼者にどのような利益の提供をするというのか、資格業の使命はそのような基本的なところにあるのではないだろうか。

行政庁が、行政手続法というものがどのような制度なのか認識しはじめたのは、昭和58年に行政管理庁の行政手続法研究会(座長雄川一郎教授)が発表した「行政手続法要綱案」(第1次)の作成

の過程で、各省庁とヒアリングを行ったことによるといわれている。

行政手続法の目的は、行政庁が公権力を背景としてなんら権力を持たない国民に事実誤認や恣意、独断によって不公正な決定をして国民の法律上の権利や利益を奪ってはならないとするものであるから、行政庁からするとある行政行為が一定の枠で拘束されてしまうことになる。そうすると、行政庁があることを国民に行おうとするときに、このことはできません、それを行うにはこうしてからでなければなりませんという具合に枠をはめられると窮屈なことになってしまいます。これでは喜んでどうぞお好きなようにお決めくださいとはいかない。従って、そのような枠は必要ありませんと反論するわけであります。このことは行政庁に限った事ではなくわれわれ自身について考えてみても不利益なことを押しつけられて喜ぶものはないはずである。このようなことから、まず、拘束される行政庁の意見を聞いてある程度納得された範囲で規定しようとして、ヒアリングを行った、その結果、総論賛成各論反対であったとのことである。(建前賛成、本音反対、よくあることである。) これによって行政庁が行政手続法という制度を認識したが決して賛成ではないのである。

このように行政庁の抵抗の強い制度であるため骨抜きにされる可能性があるといえよう。現に要綱案が次々と出るたびにその内容が後退しているのである。しかし反面後退せざるを得ない理由もある。

それは要綱案に取り組みされた先生方の本制度の制定意欲の表れでもある。行政手続法を制定させるためには行政庁の抵抗を和らげようというもの

でもある。そうかといって骨なしでは困るのであるから最低限の手続上の保障規定を確保するため運動を展開して行かなければならない。

第3次行革審の公正・透明な手続部会の最終要綱が内閣総理大臣に提出された際に次のような新聞報道がなされた。「要綱を法案化する途中で、個別権益にとられる各省庁がさらに適用除外の要求を強めたり、省庁と一体になった族議員の妨害などによる作業の難航も考えられる」と手続法の制定が困難な場合もありえると指摘する。(平成3年12月2日付読売新聞社説)

報道機関の情報は、われわれの生活に強い影響を与えるものである。生活様式あるいは各種の知識、社会の動きや事件等々である。

特に事件等の情報があまり疑いもなく受け入れていることや報道の内容の真偽の問題は別にして、とにかく国民にとって報道機関の情報は影響力が大きい。この報道機関が、行政手続法に関心を示しはじめたのは、総務庁の行政手続法研究会(座長塩野宏教授)の中間報告として平成元年に公表された第2次要綱案のときからといわれている。

この要綱案が作成されたときに、研究会の委員の先生方が自ら各新聞社を廻って行政手続法の重要性について説明したことが新聞社の関心を引く契機となったようである。このことは、多くの国民に行政手続法の必要性について関心を持ってもらうこと、そして本制度が早期に制定されることを、いかに願っているかということではなからうか。

この熱意に応えるためにも、われわれは「黙っていて」いいのであろうか。

(次号につづく)

借地借家法の説明会のお知らせ

平成4年5月22日付で札幌法務局長から、下記のとおり「新しい借地借家法」の説明会を開催する旨通知がありましたので、お知らせします。

なお、入場は無料ですので、多数出席して下さい。

記

■日 時 6月22日

開場 1:30 PM 開会 2:00 PM 閉会 4:00 PM

■場 所 かでの2・7「北海道立道民活動センター」
札幌市中央区北2条西7丁目(道庁西隣)

■講 師 法務省民事局参事官

■主催者 札幌法務局

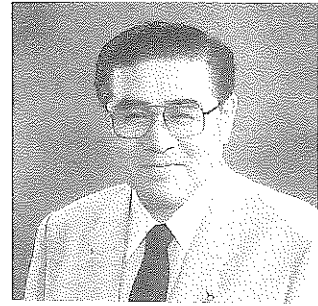
TEL 011-709-2311(内線)2156・2157

※ 定員(521名)になりしだい締め切らせていただきますので、ご了承下さい。

芸術一家の

ねじがね

捻金昭二留萌支部長



■インタビュアー■

企画部理事 橋本雄一

…いつもお元気そうですね。まず、行政書士になられた動機からお聞かせいただきたいのですが…

私は小樽市生まれの留萌育ちで、地元の旧制中学校を出ました。在学中に陸軍の水戸航空通信学校を志願し幹部候補正となり特攻隊員になったのですが、終戦で帰郷し、卒業証書を手にしたのです。

昭和25年地元の小杉行政書士・司法書士事務所に入所したのがこの道に入ったこととなりますが、昭和40年行政書士試験に合格し、昭和41年1月13日入会開業したのです。既に土地家屋調査士、宅建主任者の資格も取得していましたので小杉事務所の近くで、市役所も近かったので独立したのです。

…支部長として長い間ご活躍ですが、思い出を語って下さい…

昭和47年に故中沢支部長より引継いだのですら、現職支部長では古参になりました。丁度20年になります。

昭和53年・54年の定時総会で議長を務めました。当時の会長は故榎波会長で、副議長は札幌支部選出の佐々木四郎さんが当時本会の副会長で、総会の副議長でした。監事は釧路支部の細木貞次氏と故二本松義雄氏でした。代議員も実力者が多く活発な論議が重ねられ皆さんが真剣に本会の活性化に努力されましたね。

…趣味は川柳とうかがっておりますが…

昭和57年から日本川柳協会の理事をつとめ、60年から連盟の年度賞選考委員、留萌川柳社主幹、北海道川柳連盟副会長をしています。

川柳との出会いは若い時から文学が好きで短歌や俳句も作っていましたが、昭和36年ごろ川上三太郎の「夜があけて鴉だんだん黒くなり」の川柳に感銘したのが動機でしょうね。

…信条や若い会員に対するアドバイスをどうぞ…

自分にきびしくして物事に対処すれば道は必ず開けると信じています。それが心の支えです。最近自分を含めて「まあ主義」になっていますが情けないことだと考えております。努力をして一層精進している昨今ですが、急な坂を昇るよりむずかしいと身に沁みて感じます。行政書士の業務は幅広い知識経験によって培われる所が多いです。意欲をもって勉強してほしいですね。そして自分の仕事に誇りを持つことでしょうね。

…今日は忙しい所を有難うございました。これからは健康に留意されて、支部会員の御指導をよろしく願います。

支部長の夫人は留萌バレエ研究会会長、長男は社日本声楽家協会会員、長女は「ダンスピーコック」主宰の芸術一家である…

新・商法(会社法)

企画部理事 橋 本 雄 一

PART ②

[5] 会社の設立時期と法人格消滅の時期

- ①会社成立の時期……本店所在地で設立登記をした時(商57)
 - ②会社の法人格の消滅時期……精算終了の時(商116、147、430i、有75i)
- * 精算人が精算終了の登記をしても残余財産があれば会社は依然存続する(大判 大正8.12.12. 民録25-2291)。

[6] 会社の権利能有能力の範囲

1. 会社の権利能力の範囲

会社の権利能力の範囲は、自然人に比較して次の事項が制限されているので狭い。

 - ①自然人の特性を前提とする権利・義務
 - ②法令により取得が禁止されている権利・義務
 - ③定款の定める目的の範囲以外の権利・義務
2. 定款所定の目的により会社の権利能力の範囲が制限されるか。
 - ①制限説…会社の権利能力の範囲は、定款の目的の範囲に限られる。ここでいう定款に定めた目的とは、その文言そのものではなく定款所定の目的を達成するのに必要有益な行為を含む(判例・多数説)。
 - ②行為能力制限説…会社の権利能力は、定款上の目的によって制限をうけるものではない。定款所定の目的は会社の行為能力を制限するものに過ぎない。
 - ③代表権制限説…定款が定める目的は会社の権利能力を制限するものではなく代表者の代表権を制限するものにすぎない。
 - ④内部責任説…定款上の目的は会社の権利能力や代表権を制限するものではなく定款所定の目的はこれを超えて代表行為をなした会社代

表者の内部的な責任追求の根拠をなすにすぎない。

3. 法人格の否認の法理

会社の法人格が全く形骸に過ぎず、法律の適用を回避するために乱用されているとき、或いは、株式会社が一人会社となりその実質においては株主個人の経営する個人企業にはかならないときは、会社の法人格は否認される。

[7] 各種会社の社員の員数と、資本及び出資についての最低限の定め

会社はその社団性から、設立及び存続のために社員数が少なくとも2名以上たることが問題になる。設立当時において原始社員が2名以上たることを要するとされ、その存続要件として社員が2名以上であることを要し、社員が1名になったことが、解散事由とされているのは合名会社のみである。

合資会社もその設立・存続の要件として、社員の複数を要求しているが、これは単純な複数社員の存在を要件としているのではなく、無限責任社員と有限責任社員という2種類の社員の存在を要求し社員数の多寡を問わず、無限責任社員または有限責任社員のいずれか一方の社員のみとなったときに解散が生ずるものとしている(商162i 本文)。

これに対し、株式会社及び有限会社では、設立時のみならず会社の存続要件としても社員の複数化を要求せず、一人会社の設立も認められると解され社員が一人になっても解散事由とされていない。

有限会社では社員の最大数が法律上制限されて、原則として50名以下であることを要するとされて

いる（有8）。

合名会社や合資会社では会社債務につき最終的には無限責任社員がその個人資産をもって弁済責任を負うので資本の制度はなくまた出資の単位やその最低額の定めもない。

株式会社や有限会社は有限責任社員のみによって構成され、しかも、社員の出資については、全額事前払込制度が採用されているため、会社債務の弁済は専ら会社財産のみがその引当とされるにすぎないことから、資本の制度が採用されると共に社員の出資についても単位化され、最低資本額や出資単位の最低額が法律上限定されている。

【各種会社の設立手続】

営利社団法人たる会社の設立手続については、公益法人の設立手続とは異なり準則主義が取られ主務官庁の許可をその設立要件とせず、本店所在地で設立登記をなすことによって会社としての成立（法人格）が認められる（商57、有4）。

しかし、会社の設立手続は、それがいかなる会社であるかによって、具体的な設立手続を異

にしており原始社員、定款の記載事項、公証人による定款認証の要否、設立時における出資の履行、払込取扱機関、資本及び最低資本額、設立登記における登記事項など多くの点で差異があり、これら各種会社によって異なる設立手続に関する異同を明確に知っておくことが、会社の法律関係を理解する出発点をなすものである。

1. 会社の設立手続は、会社の種類によってどのような差異があるか。
2. 各種会社でその定款の絶対的記載事項はどのような差異があるか。また、相対的記載事項や任意記載事項とされている事項にはどのようなものがあるか。
3. 各種会社の設立登記における登記事項はどのような事項か、登記事項と定款の記載事項とは全部が一致していないが、定款の記載事項であると同時に登記事項であるもの、定款の記載事項であっても登記事項でないもの、にはどのような事項があるか。

【各種会社の社員の員数等】

		合 名 会 社	合 資 会 社	株 式 会 社	有 限 会 社	
社 員	設 立 時	2名以上たることを要する (商94 ④ 参照)	無限責任社員と有限責任社員各1名以上あることを要する (商146)	発起人1名でも足りると解されている (商165参照)	原始社員1名でも足りると解されている (有69i参照)	原則として社員数は50名を越えることは許されない (有8)
	員 数	社員が1名となったとき (商94 ④ 参照)	①解散が生ずる ②社員数にかかわらず無限責任社員のみ又は有限責任社員のみになった時は、解散が生ずる (商162)	株主が1名になっても解散が生ずるものではない (商404参照)	社員が1名になっても解散が生じない (有69i参照)	

業 務 資 料

		合 名 会 社		合 資 会 社		株 式 会 社	有 限 会 社
出資の目的 となるもの	金銭、その他の財産、信用、労務、いずれも可 (商89)		①無限責任社員 金銭、その他の財産、信用、労務 いずれも可 (商 147、89) ②有限責任社員 金銭又はその他の財産に限る (商 150)		①原則 金銭に限る ②例外 設立時では発起人に限り、新株発行時には限定無く金銭以外の財産を現物出資として許容 (商 168、280の2、 280の8)		①原則 金銭に限る ②例外 設立時、増資時いずれの場合でも出資者の資格に限定無く現物出資として許容 (有 7 ②、49 ①)
	資 本	最低 資本額	資本の制度 を採用して ない	定めが ない	資本の制度 を採用して ない	定めが ない	1,000万円 (商 168の4)
資本の 最高額		定めが ない	定めが ない	定めが ない	限定がない	限定がない 1,000万円以上であつてもよい	限定がない
出 資	単 位	単位化され ていない	単位化されていない		1 株式 (商 166i ③)	出資 1 口 (有 6 ④ ⑥、 10)	
	1 出資 の 最低額	限定がない	限定がない		設立時は 1 株 5 万円以上 (商 166i、 168の3)	設立時、増資時を問わず 5 万円以上 (有 10)	

(1) 定 款

定款とは、社団法人の根本規則またはこれを記載した書面をいう。

会社は、営利社団法人であるので定款を作成しなければならない。

(商 62、148、166、有 51)

① 定款の絶対的記載事項

定款上必ず記載されることを要し、その記載を欠くときは定款が無効とされる事項

② 定款の相対的記載事項

定款上記載が無くても、定款を無効にするものではないが、定款上規定をしておかないとその効力が認められない事項

③ 定款の任意的記載事項

定款上定めても定めなくても他の規則や機関決定で定めることもできるが、定款上規定しておく、定款に規定されたそれらの規定に拘束されるという効果を生ぜしめる事項

今回は定款について、少し詳しく学んでいきたいと思います。

屋外広告物条例及び施行規則の一部改正について

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月三十一日

北海道知事 横 路 孝 弘

北海道条例第四十四号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道屋外広告物条例（昭和二十五年北海道条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「左の」を「次の」に、「の一」を「のいずれか」に、「者には、十万円」を「者は、五十万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条各号中「及び」を「又は」に、「者。」を「者」に改める。

第二十条中「者には、五万円」を「者は、三十万円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

附 則

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

× ×

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

北海道知事 横 路 孝 弘

北海道規則第三十七号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則（昭和二十六年北海道規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第八中

600円	を	650円	に改める。
900円		1,000円	
700円		800円	
200円		250円	
2,900円		3,300円	
4,300円		4,800円	
1,400円		1,600円	
500円		550円	
150円		150円	
200円		250円	
400円		450円	
1,500円		1,700円	

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

自動車保管場所証明等手数料条例の一部改正について

北海道自動車保管場所証明等手数料条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月三十一日

北海道知事 横 路 孝 弘

北海道条例第六十四号

北海道自動車保管場所証明等手数料
条例の一部を改正する条例

北海道自動車保管場所証明等手数料条例（昭和

四十三年北海道条例第六号）の一部を次のように
改正する。

第二条第一号中「千六百元」を「二千二百円」
に改める。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

お 願 い

会費未納者は至急納入を 長期滞納者には法的措置

<経 理 部>

平成4年度第1期分（4月～6月）の会費納入期日がすぎております。未納の方は至急納入
されますようお願い致します。

また、長期滞納者（会員6名）に対しては、10月11日それぞれ管轄簡易裁判所に支払命令申
立書を提出したところ、1名からは全額納入され、また、2名からは分納の申出があり、分割
納入されましたが、その他3名については、更に11月12日及び11月20日各簡易裁判所に仮執行
宣言申立書を提出しました。

会費は会の存立を支える重要な資金でありますから、今後とも滞納整理の促進に努めますの
で、会員皆様のご協力をお願い致します。

年計報告を至急お出し下さい

<総 務 部>

年計報告の提出期限は、3月31日ですが、まだ提出していない会員がおりますので、未提出
の方は、至急ご提出下さい。

なお、取扱い件数のない場合でも「取扱事項なし」として、ご報告して下さい。

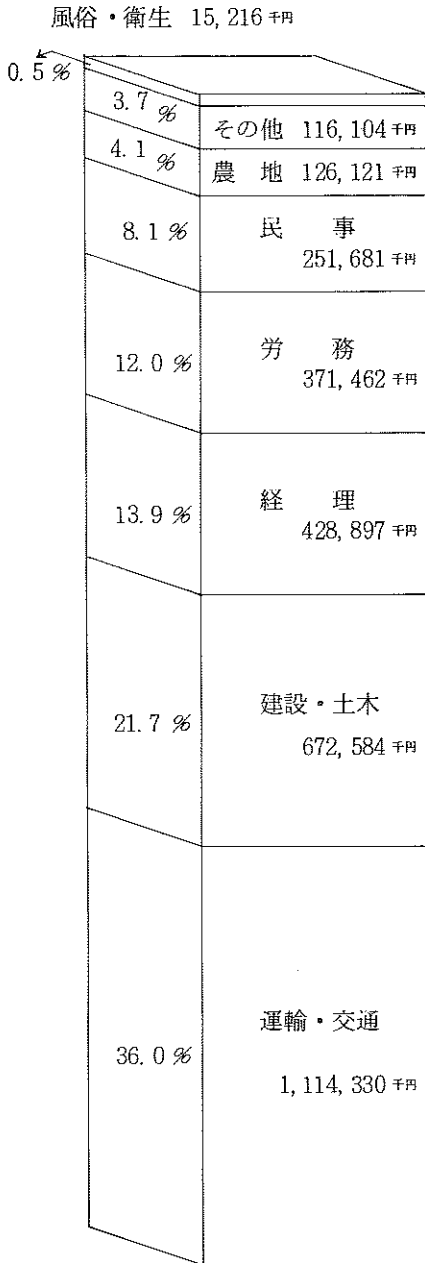
行政書士年収前年対比

<企画部>

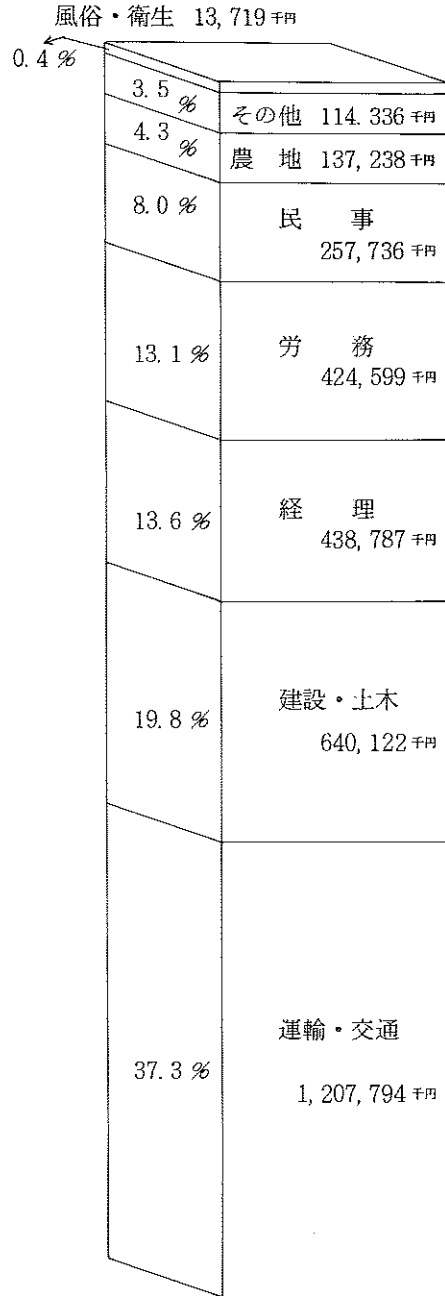
<北海道>

▶平成元年◀

▶平成2年◀



総額 3,096,395千円



総額 3,234,331千円
(増収率 4.4%)

お知らせ

〈総務部〉

平成4年度支部総会開催日程

(4.5.11現在)

区分	開催日時	開催場所	開催場所の住所・電話
札幌	4. 5. 15 (金) 10:00 ~ 17:00	北海道厚生年金会館	札幌市中央区北1条西12丁目 ☎ 011 (231) 9551
函館	4. 5. 16 (土) 13:00 ~	五島軒駅前店	函館市若松町 ☎ 0138 (22) 7101
小樽	4. 5. 16 (土) 13:00 ~	ニュー三幸	小樽市稲穂1丁目 ☎ 0134 (33) 3500
旭川	4. 5. 22 (金) 13:00 ~	旭川パル三愛 3F	旭川市4条8丁目 ☎ 0166 (24) 6111
宗谷	4. 4. 28 (火) 11:00 ~	ホテル宗谷	稚内市南稚内駅前 ☎
網走	4. 5. 9 (土) 13:00 ~	セントラルホテル	紋別市 ☎
室蘭	4. 5. 16 (土) 15:00 ~	ホテルサンルート室蘭	室蘭市中島町2丁目28-6 ☎ 0143 (43) 2333
苫小牧	4. 6. 5 (金)	ホテルニュー王子	苫小牧市表町2丁目 ☎ 0144 (33) 6121
釧路	4. 5. 9 (土) 14:30 ~	釧路市福社会館	釧路市幸町 ☎

※ 空知、留萌、日高、十勝、根室の各支部は、6月に開催予定。(開催日時または場所未定)

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
網走	1,560	上家 俊雄	4. 4. 3
〃	756	村井 工	4. 4. 23
苫小牧	1,769	佐藤鉄之助	4. 5. 4

表紙のことは

蒼騎会会員 朝田 廣三
(西区会員)

オホーツク沿岸の漁民は、一面に張りつめた海明けの訪れを我慢強く待っている。

水際のブルーとの間に鋭い亀裂が生ずると網走港で有名な赤燈台が凍結した白とブルーの冷厳な港の情景の中でひととき印象的である。それは「オホーツクの海明け」の一コマでもあった。

＝ 本会の主要行事 ＝

月日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
4. 4. 13	行政書士登録調査委員会	15:00～17:00	本会会議室
4. 15	第1回経理部会と各部長との合同会議	13:00～16:15	道民活動振興センター (かでの2・7)
4. 16	第1回常任理事会	10:00～15:00	警察共済エルム会館
4. 16	建設業申請等にかかる行政書士を相談員とする制度について打合せ会	15:00～17:00	同 上
4. 20	同 上	15:30～17:00	本会会議室
4. 27	行政書士登録調査委員会	15:00～17:00	同 上
4. 28	会則等検討委員会	14:00～16:30	同 上
4. 5. 8	第1回支部長会	13:00～17:00	雪印健保会館
5. 13	第1回理事会	13:00～17:00	公立学校共済組合 ホテル アカシヤ

お 願 い

〈総務部〉

事務所等の変更登録 申請について

事務所等を変更しても、変更登録をされていない会員の方は、速やかに所定の変更手続きをして下さい。

特に、現在登録されている事務所に書類等を郵送しても、受取人不明で返送されるケースが見受けられます。これらについては日行連から照会を受け、この確認に支障を来たしていますとともに変更された事務所が明らかになるまで、即ち変更手続き完了まで、関係書類等の送付が出来かねますことを申し添えます。

なお、平成3年9月から変更登録申請手続きが一部簡略化されましたので、事務局にご連絡下されば手続書類を郵送致します。

編 集 後 記



◇桜花爛漫のシーズンは、三寒四温ならぬ四寒のうち過ぎ去ったが、何時しか視界は新緑に彩られてしまった。

◇国民の総意が得られぬままPKO法案も国会通過の公算が大であり、対外的にはカンボジア和平、フィリッピン大統領選がマスコミを通じ刻々とその情報を伝えて来る。

これらはすべて自己の生活基盤の擁護と権利の拡大を希求するものに他ならない。

◇今、私達の立場から見ると正に共通点のあるのに気付く。職域の確保と業務開拓は焦眉の急と言わざるをえない。こうした状況の中で、「建設業許可申請相談員制度」又、私達の本来業務である「遺言・相続センター」結成の動きは時機を得た発想であり、早期の実現に対し、絶大な声援を送りたい。

〈朝田廣三〉

全員加入で代理権の獲得を

平成4年度運動方針について

日政連が進めている政治活動は100%行政書士のためのものであって、政治との関わりがなければ法改正も職域確保も充分になし得ないのであります。

政治連盟の究極目標は、行政書士の権益擁護と社会的、経済的な地位の向上にあるので、本年度も日政連を軸として如何に対応していくかが課題となります。このためにも全行政書士の加入こそが理想であります。

われわれは、この理想に向かって呼びかけをし、日政連と日行連は、表裏一体となって、より多くの行政書士に理解と協力を求め、意識の高揚を図るとともに組織力の向上、そして行政書士職域の確保と拡大、行政書士制度の充実を図るために強力に運動を展開することを目標に努力します。

- (1) 行政書士法一部改正（申請手続代理権の取得）の早期達成に努めます。
- (2) 道路運送車両法一部改正阻止の継続を持続します。
- (3) 行政手続法制定の促進を図るため極力国会議員に対し陳情要請の運動を展開します。
- (4) 第16回参議院議員選挙における日政連推薦候補者の支援活動を推進します。
- (5) 会員の増加を図るとともに、組織力の強化、そして活動の展開を推進するため会費納入の促進と賛助を得て、前年度に引続き健全財政の確保に努めます。

会費納入についてのお願い

行政書士の皆さん、是非政連会費の納入をお願い致します。

なお、いろいろな事情で政連に加入できないという方は、会費相当額を寄付金としてご送金くださるようお願い申し上げます。

平成4年度会費 3,000円

(振替用紙の氏名の下に行政書士会員番号を記入くださるようお願い致します。)

振替用紙を同封しましたが、4年度分として納入された会員の方に振替用紙が同封されている場合は、ご容赦の程お願いします。

日本行政書士政治連盟北海道支部
振替口座 小樽 4-24241

'92.5. 第190号 平成4年5月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 坂 下 尊
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (有)酒井印刷所
札幌市中央区南3条西1丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモトビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060
取引銀行 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 小樽 3-8224番